

## 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設（コンプレッサー）の 見直し結果等について（報告）

令和 4 年 6 月  
水・大気環境局大気生活環境室

### 1. 背景・経緯

コンプレッサー<sup>※1</sup>のうち原動機の定格出力が一定以上のものについては、騒音規制法及び振動規制法において特定施設<sup>※2</sup>として規制対象となっている。

これについて、長野県知事から内閣府規制改革・行政改革担当大臣への規制改革要望を受け、環境省において「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会（座長：矢野隆熊本大学名誉教授）。以下「有識者検討会」という。」を設置し、同機器の最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、同機器の規制対象範囲の見直しについて検討を進めてきた。

令和 4 年 1 月 12 日の大気・騒音振動部会（第 16 回）では、

- ・騒音規制法施行令（以下「騒音令」という。）及び振動規制法施行令（以下「振動令」という。）を以下のとおり改正し、一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものを環境大臣が指定することで規制対象外とする例外規定を設けたこと
- ・規制対象から外すコンプレッサーの具体的な要件等については、引き続き有識者検討会の助言をいただきながら検討を行うこと

について報告したところ、その後の結果等について報告する。

#### 【騒音令及び振動令の一部改正について（概要）】

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 346 号）が令和 3 年 12 月 24 日に公布された（令和 4 年 12 月 1 日施行）。

騒音令別表第 1 及び振動令別表第 1 に定めるコンプレッサーの規制対象要件を以下のとおり改正し、新たに例外的を設けた。

- ①騒音令別表第 1 に定めるコンプレッサー（空気圧縮機）について、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。
- ②振動令別表第 1 に定めるコンプレッサー（圧縮機）について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。

## 2. 規制対象外とするコンプレッサーの具体的な要件等に関する検討結果

工場等の現場に設置されているコンプレッサーの騒音・振動レベルの実測調査を令和3年12月～令和4年1月に実施し、その結果等を基に、令和4年2月15日に開催した検討会で御議論いただいた結果、①発生する騒音が生活環境保全上問題ないと評価できる機器は現状では存在しないものの、②機器の圧縮方式がスクリー式のもの、原動機の定格出力が大きい機器も含め、発生する振動の大きさが小さく、家屋等の共振を引き起こす可能性は低いことなどが示唆されたことから規制対象外とすることが妥当との検討会報告が取りまとめられた。

## 3. 振動規制法の規制対象外とするコンプレッサーの要件等に係る告示の制定

2. の検討会報告を踏まえ、令和4年5月24日に

- ① 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（令和4年環告第52号）
- ② 低振動型圧縮機の指定に関する規程（令和4年環告第53号）

を公布した（施行は令和4年12月1日）。

うち①は、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するコンプレッサーについて、機器の圧縮方式がスクリー式のものとして②に規定する型式指定を受けたものとするものであり、②で具体の指定手続き等を定めている。

## 4. 今後の予定

令和4年12月1日の施行を円滑に行えるよう、引き続き施行に向けて準備を進めていく。

※1 圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械等で使用するための機器。日本語では圧縮機。同機器については、低騒音化・低振動化の取組が進められる一方で、地方公共団体が受けている騒音規制法の特定施設に対する苦情のうちの約3～4割、振動規制法の特定施設に対する苦情のうちの約1～2割を占めている。

※2 騒音規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設）として、空気圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）が定められている。振動規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）として、圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）が定められている。